

消費者被害・詐欺に遭わないための8か条

すがむら法律事務所 菅村朋子弁護士監修

1 「自分は大丈夫」と思わない。

消費者被害・詐欺はある日突然に巻き込まれることが多い。突然に巻き込まれ、「今すぐ」と不安を煽られると、報道されている消費者被害・詐欺と自分に起こっていることが同じだとは考えられない。相手はプロ。大企業でも詐欺被害に遭っている。

2 知らない電話番号からの電話には出ない、電話は常に留守番電話

消費者被害・詐欺に遭わないための対策として最も有効なのは、知らない電話番号からの電話に出ないこと。電話は常に留守番電話にしておき、知らない電話番号からの電話（電話番号が表示されない場合も）は、録音メッセージで相手と内容を確認してから対応する。

3 家族でよく話し合う。

電話をする時のルール（まず名乗る、合言葉等）を決めておく。
日頃から近況を報告しておく。

4 「今すぐに」は疑おう。

「今すぐに」と言って急かすのは、考える時間・相談する時間を与えないため。本当に家族が何らかの事件を起こしていたとしても、数日の猶予はある。本物の公務員、警察官、弁護士、銀行職員等が「今すぐに」と急かすことはない。

5 「必ず」「絶対」も疑おう。

将来のことは誰も保証できない。どの分野でも知識や経験があるほど、「必ず」「絶対」とは言えなくなるもの。「必ず」「絶対」を多用する話は、要注意。

6 契約は主体的に。

どんな契約でも、契約は、自分が必要と考えた時に、自分のタイミングで。契約を考えるきっかけが「誘われた」「広告を見た」ことである場合は、注意が必要。工事は相見積りを取るのが基本。

7 分からないものには手を出さない。

投資の鉄則は、「分からないものには手を出さない」こと。
儲かる仕組みを自分の口で説明できるか、投資先の事業を自分の目で確認することができるか、できないなら手を出さない。

8 相談する習慣を身に付けよう。

普段と異なる出来事が起こったとき、決断・行動する前に相談する習慣を身に付ける。何らかの被害に遭ってしまったと気付いたら、すぐに相談する。被害に遭ったことや相談することは、決して恥ずかしいことではない。相談が早ければ早いほど、被害が小さくなる可能性が高くなる。

おかしいなと思ったとき、困ったときは

豊岡市消費生活センター

電話 0796-21-9001

に気軽に相談しましょう！